

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図ることができるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率については、平成31年3月末までに年間平均取得率を70%以上とする。

<対策>

- 平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況について把握
- 平成27年7月～ 検討委員会検討及び取得促進の取り組み
- 平成28年5月～ 前年度の状況把握及び取得促進の継続

目標2：育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除、子の看護休暇などの情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業、子の看護休暇などの状況把握
- 平成27年7月～ 育児休業、子の看護休暇などの情報提供
- 平成28年5月～ 前年度の状況把握及び情報提供の継続